

# 平成31年度 放課後児童クラブ利用申込みのご案内

竹田市では、仕事や家庭の都合により保護者が昼間家庭にいない児童が、安心かつ安全に過ごすための放課後児童クラブを設置しています。

【申し込み用紙】各クラブ・社会福祉課・各支所地域振興課にあります。

【申込み先】 各クラブ ※豊岡こいぬクラブをご利用希望の方は市役所社会福祉課に提出してください。

## 1. 放課後児童クラブ・実施場所等一覧

クラブ名	実施場所	問い合わせ先	クラブ名	実施場所	問い合わせ先
竹田こねこクラブ	竹田幼稚園内	63-1186	祖峰っ子クラブ	祖峰小学校	62-2956
南部こじかクラブ	南部幼稚園内	63-1104	宮城台ワルがねクラブ	旧宮城台幼稚園	66-2053 宮城小学校
荻町放課後児童クラブ	荻福祉健康エリア内	68-3056	豊岡こいぬクラブ	豊岡小学校ランチルーム	63-1186 (こねこクラブ内)
なおいり児童クラブ	なおいりこども園	75-2380	城原っ子クラブ	城原小学校	66-2013
都野校区学童保育	池ノ口住宅集会所内	77-2155	菅生放課後児童クラブ	菅生分館	080-2700-1287
久住校区学童保育	市役所久住支所入口前	090-5382-0972			

※白丹校区の児童は久住校区学童保育をご利用ください。

## 2. 対象児童

放課後帰宅しても保護者のいない児童が対象です。

- ・定員を超過する場合は、ご利用をお待ちいただく場合があります。

## 3. 利用料等

- ・利用料やおやつの有無、運営内容（開所日数・時間等）については各クラブで異なります。詳しくは各クラブへお問い合わせください。

※利用の可否（承認・不承認）については、保護者の方へ通知します。

※クラブに登録される児童は、事故に備えて全員児童クラブ共済等の賠償責任保険に加入のため、別途年額保険料（2,000円程度）が必要となります。

## 4. 児童クラブ利用料の減免について

- ・減免要件に該当するご家庭は利用料の減額・減免ができるようになりました。申請があった翌月から適用されるようになります。

減免要件	利用料	減免額
生活保護法による被保護世帯	クラブの運営経費として徴収される費用（飲食費、行事経費等で受益者が負担すべきと解される費用を除く。）	4,000円又は利用料のどちらか低額の額（就労収入から控除される額を除く）
児童扶養手当受給世帯		2,000円又は月額利用料の半額のどちらか低額の額
就学援助受給世帯		
市町村民税非課税世帯		

## その他

- ・原則として、長期休暇（夏休み・冬休み・春休み）のみ及び一時的な利用はできません。
- ・保護者の方がお休み等で家庭にいるときは、お子さんも一緒に家庭で過ごさせてください。
- ・放課後児童クラブで宿題等はできますが、学習指導は行いません。

◇不明な点等については、各クラブまたは竹田市社会福祉課子育て世代包括支援センター（電話63-4823）まで、お問い合わせください。

